

しほどへてきるにこそ、ふすぼりは失て残るかはひさしき也、大方焼ての後、すなはちきりつれば、かともらず、たとへばこよひ能くたきて、やはらかへしをとりをきて、明る日などたきたるは、四五日もかうせず、薰物は能くたきおほせたるを、一日などいたくみぐるしからずきて、其次ぎの日などか、ことに匂ひもうつくしく思はしくかぎたくおほゆる程にてはあるなり、たくほどは、はれにかうじばかりなどつくりてとこそいへども、かならずおほきなるによりて、かうばしからず、すぐろくの石計につくりて、度々に焼重ねたるは、久敷もとゞまり、かうばしきもまさるなり、つくるに又うすく、平々と作る事、かへすく、わろし、口五分ならばあつさは二分につよく、一寸なるは五分に半減半増に作るべしといへり、是よりも薄きはくゆるほどはなくて、やがてふすぼりたちぬれば、けぶりのかよりほかにほひはさらになき、かやうの口傳吉事のはれに、ことに物のまれらんやうの人心得てすべき事なり、

〔太平記 三十九〕諸大名説道朝事附道譽大原野花會事

佐々木佐渡判官入道道譽、五條ノ橋ヲ可渡奉行ヲ承テ、京中ノ棟別ヲ乍取事大營ナレバ、少シ延引シケルヲ勵ントテ、道朝他ノカヲモ不假、民ノ煩ヲモ不成、嚴密ニ五條ノ橋ヲ數日ノ間ニゾ渡シケル、是又道譽面目ヲ失フ事ナレバ、是程ノ返禮ヲバ致サンズル也トテ、便宜ヲ目ニ懸テゾ相待ケル、懸ル處ニ柳營庭前ノ花、紅紫ノ色ヲ交テ、其興無類ケレバ、道朝種々ノ酒肴ヲ用意シテ、貞治五年三月四日ヲ點ジ、將軍ノ御所ニテ花下ノ遊宴アルベシト被催、殊更道譽ニゾ相觸ケル、道譽兼テハ可參由領狀シタリケルガ、態ト引違ヘテ、京中ノ道々ノ物ノ上手ドモ、獨モ不殘皆引具シテ、大原野ノ花ノ本ニ宴ヲ設ケ席ヲ嚴テ、世ニ無類遊ヲゾシタリケル、略中紫藤ノ屈曲セル枝毎ニ、高ク平江帶ヲ掛テ、螭頭ノ香爐ニ、鶏舌ノ沈水ヲ薰ジタレバ、春風香暖ニシテ、不覺榭檀林ニ入カト怪マル、略中本堂ノ庭ニ十圍ノ花木四本アリ、此下ニ一丈餘リノ鑰石ノ花瓶ヲ鑄懸テ、一